

直監第 310-1 号
令和 7 年 1 月 15 日

直方市監査委員 大 場 亨
直方市監査委員 中 西 省 三

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項によりその結果を提出し、かつ、公表する。

記

1. 監査の対象 上下水道・環境部 下水道課（一般会計分）

① 監査の期間 令和 6 年 12 月 2 から
令和 6 年 12 月 27 日まで

② 日程及び実施場所

- 概要聴取 令和 6 年 11 月 20 日（監査委員事務局）
- 備品検査 令和 6 年 12 月 5 日（下水道課、頓野污水处理場）
- 監査講評 令和 7 年 1 月 15 日（監査委員事務局）

2. 監査の方法

今回の定期監査は、令和 5 年度及び令和 6 年度（令和 6 年 5 月末日現在）における下水道課の所管に係る一般会計の財務事務等を対象に関係資料の提出を求め、職員から説明を聴取し実施した。

3. 監査の着眼点

- ① 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ② 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サー

ビスの向上に努めているか。

- ③ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ④ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑤ 公金収納が、財務規則に則り適正に処理されているか。
- ⑥ 物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 歳入調定の対象を的確に把握し、適正に調定と収納が行われているか。
- ⑧ その他特に必要な事項

4. 監査の結果

指摘項目	指摘の内容	指摘の根拠	監査委員意見
財務事務について	1.「コミュニティプラント施設維持管理業務委託」に関して、契約締結伺の決裁権者が誤っている。	直方市事務代決及び専決規則第5条 副市長等限りで専決できる事項は、別表第1及び第2のとおりとする。 別表第1 契約関係 40. 予定価格の決定及び契約締結	「コミュニティプラント施設維持管理業務委託」に関して、契約締結伺の決裁権者が「部長」となっているが、直方市事務代決及び専決規則では、予定価格 2,000 万円以上の契約締結の決裁権者は「市長」とされているため、同規則に則して処理されたい。
	2.「直方頓野住宅団地汚水処理場多重円板脱水機点検整備業務委託」に関して、変更契約締結及び完了検査の決裁区分が誤っている。	直方市事務代決及び専決規則第5条 副市長等限りで専決できる事項は、別表第1及び第2のとおりとする。 別表第1 契約関係 40. 予定価格の決定及び契約締結 1件 1,000 万円未満 41. 検査に対する承認 1件 2,000 万円未満	「直方頓野住宅団地汚水処理場多重円板脱水機点検整備業務委託」に関して、変更契約締結伺の決裁者が「課長」となっているが、直方市事務代決及び専決規則では 1 件 1,000 万円未満は「部長」とされ、検査に対する承認も 1 件 100 万円以上 2,000 万円未満は「部長」であるため、同規則に則して処理されたい。

備品管理について、備品台帳と照合した結果、適切に管理されていた。

文書事務において、収受処理がされていないもの、施行情報が正しく登録されていないものが見受けられたため、文書マニュアルに則して適切に処理されたい。

以上のことから、注意・助言等の内容を確認し適正に処理をされたい。

また、文書事務及び財務事務等の事務処理については、文書管理事務マニュアル、財務・会計ハンドブックや法令、規則等に基づき引き続き適正な事務処理を望むものである。

なお、契約や支払いなどの財務事務、文書の収受や起案の文書事務を適切に処理するため、所属職員への財務規則や契約規則、財務会計マニュアル、文書管理システムや事務代決及び専決規則など基本的な事務処理に必要な法令などの理解を深めるため職場研修の実施を検討されるよう申し添えるものである。